

令和5年10月1日から、 石綿(アスベスト)の事前調査は 資格者等が行う必要があります!

建築物の解体等工事における石綿含有の有無に係る調査
(以下「事前調査」といいます。)は工事を始める前に必ず行う必要があります。

■ 事前調査を行うことができる者(令和5年10月1日から義務付け)

- 建築物石綿含有建材調査者講習を受講し、修了考査に合格した者
 - ・「特定建築物石綿含有建材調査者」
 - ・「一般建築物石綿含有建材調査者」
 - ・「一戸建て等石綿含有建材調査者」(一戸建ての住宅及び共同住宅の住戸の内部のみ可能)
- 義務付けの前から日本アスベスト調査診断協会に継続して登録されている者



※詳細及び建築物石綿含有建材調査者講習会情報については石綿総合情報ポータルサイト(<https://www.ishiwata.mhlw.go.jp/investigator/>)をご覧ください。

■ 事前調査の義務

- 解体等工事*の元請業者等は石綿含有建材の使用状況等を調査しなければなりません。当該工事が特定工事(特定粉じん排出等作業を伴う建設工事をいう。)に該当するかどうかを調査によって明らかにします。
- 調査結果は発注者に書面で説明する必要があります。また、結果等を公衆の見やすいように掲示することも義務付けられています。
- 発注者は調査が適切に行われるよう協力しなければなりません。



※解体工事のほか、建築物の模様替・修繕等の改修工事、建築設備の取付・取外し・修理等の工事も含まれます。

■ 事前調査の方法

- 石綿含有建材が使用されているか否かを確認するための調査であり、設計図書等の書面調査と現地での目視調査の両方を行う必要があります。それでも明らかにならなかった場合、分析による調査を行うか使用しているものとみなすこととなります。詳しくは建築物等の解体等に係る石綿ばく露防止及び石綿飛散漏えい防止対策徹底マニュアル(https://www.env.go.jp/air/asbestos/post_71.html)等をご参照下さい。



■ 事前調査結果の都道府県知事等への報告

- 以下に該当する工事は都道府県知事等への報告が必要です。

建築物の解体工事 (解体作業対象の床面積80㎡以上)
建築物の改修工事 (請負金額100万円以上(税込))
工作物の解体・改修工事 (請負金額100万円以上(税込))



- 報告は石綿事前調査結果報告システムで行うことができます。
<https://www.ishiwata-houkoku.mhlw.go.jp/shinsei/>